

❁ 育児休業給付金の支給申請時のお願い ❁

H28.8

育児休業給付金の確認漏れによる誤払回収が増えています。事業所ご担当者の負担やご本人の負担が多くなりますので、支給申請時には、下記のことについて、申請前に再度確認していただいてから申請していただきますよう、ご協力をお願いいたします。（悪質な場合は不正受給として処罰されることもあります。）

○ 職場復帰日の確認

職場復帰日の確認書類が必要となります。（出勤簿、タイムカード等）

【注意】例えば4月1日が勤務不要日で4月2日から出勤した場合でも、4月1日から賃金が発生する場合は、4月1日が職場復帰日となります。

★職場復帰日が誤っていたり、職場復帰を申告せず受給した場合は、その職場復帰を含む支給単位期間分（※）の支給金額を返金していただくことになります。

○ 支給終了時の延長の有無の確認

1歳の誕生日までに保育所に入所希望（復帰希望）があり、申し込みを行っているが、保育所に入所できない場合については、市区町村が発行した「入所不承諾通知書」が必要となります。

延長希望の場合は、最終支給単位期間の一回前の申請時、もしくは最終支給単位期間（端数）の申請時に添付してください。

★最終支給単位期間まで支給し、支給終了となった後に、延長の申し出、不承諾通知書の提出があった場合は、最終支給単位期間分の支給金額を返金していただくことになります。

○ 他の休業が開始される場合の確認

育児休業給付受給中に、次の子にかかる産前産後休業等の他の休業が開始された場合は、その新たな休業開始日前日をもって当初の育児休業給付は終了となります。その場合は新たな休業取得にかかる確認書類を添付してください。

❁ 育児休業給付支給期間中の週20時間未満での復帰について ❁

週の所定労働時間が週20時間未満で復帰した場合は、その日を含む支給単位期間（※）については支給できません。週20時間未満になった場合は資格喪失をしていただく必要がありますので、資格喪失届を提出後、育児休業支給申請書を提出していただくようお願いいたします。（週20時間以上の労働条件に復帰することを前提として、育児時短勤務等で臨時的・一時的に20時間未満となる場合を除く。）

また、育児休業中に契約変更により、週20時間未満になった場合も同様です。

※支給単位期間とは、育児休業に入った日から1か月ごとに区切った期間です。

❁他の要件等、ご不明な点は
お問い合わせをお願いします。

千葉労働局
電子申請事務センター
TEL 043-307-5635